

## ＜本会議における一問一答方式の運用について＞

○各議員の発言方法【別紙1参照】

①全て一括質疑質問・一括答弁方式

②全て一問一答方式

③1回目の発言は一括質疑質問・一括答弁方式、2回目以降の発言は一問一答方式

○発言方法については、上記①、②、③の選択制とする。

○いずれも発言回数の制限を行わない扱いとする。

○いずれも1回目の発言は登壇して行い、2回目以降の発言は自席にて行う。

○発言方法の通告（上記①、②、③のいずれを選択するか）は、質疑事項の通告とあわせて行う。

・大綱質疑については、発言予定日の4日前に通告することとする。【別紙2参照】

・大綱質疑以外の質疑については、発言を行う本会議の議事運営について協議する  
議会運営委員会において通告することとする。

○各議員の発言時間については従来どおりとする。

・大綱質疑 会派：38分×会派構成議員数以内（答弁時間を含む）

会派に属さない議員：1人38分以内（答弁時間を含む）

・大綱質疑以外の質疑 1人19分以内（答弁時間を含まない）

○趣旨確認のための当局の発言は認める扱いとする。

※平成24年8月定例会から試行する。

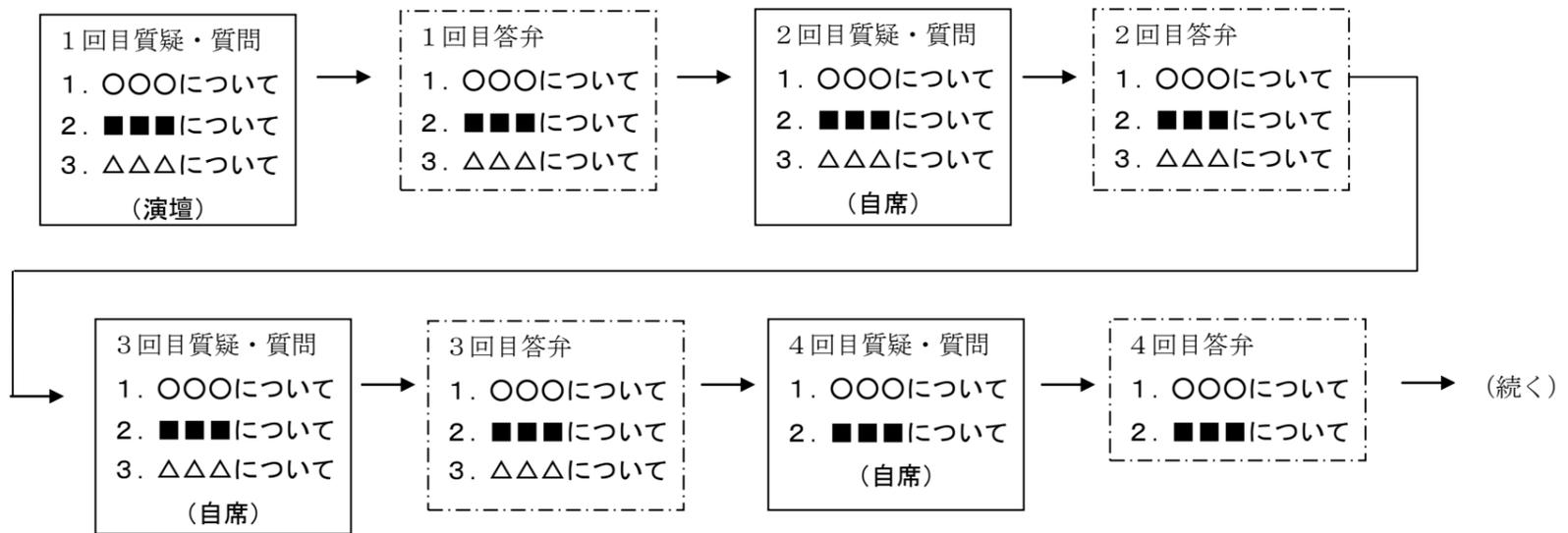
※問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。

◎一問一答方式の運用方法について

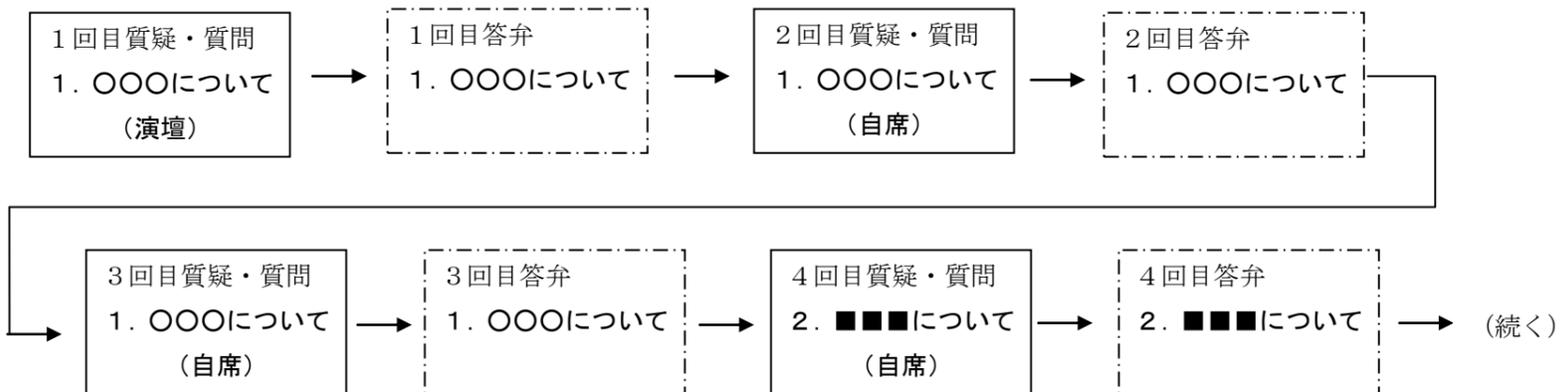
通告項目	1. ○○○について
	2. ■■■について
	3. △△△について

<運用案>

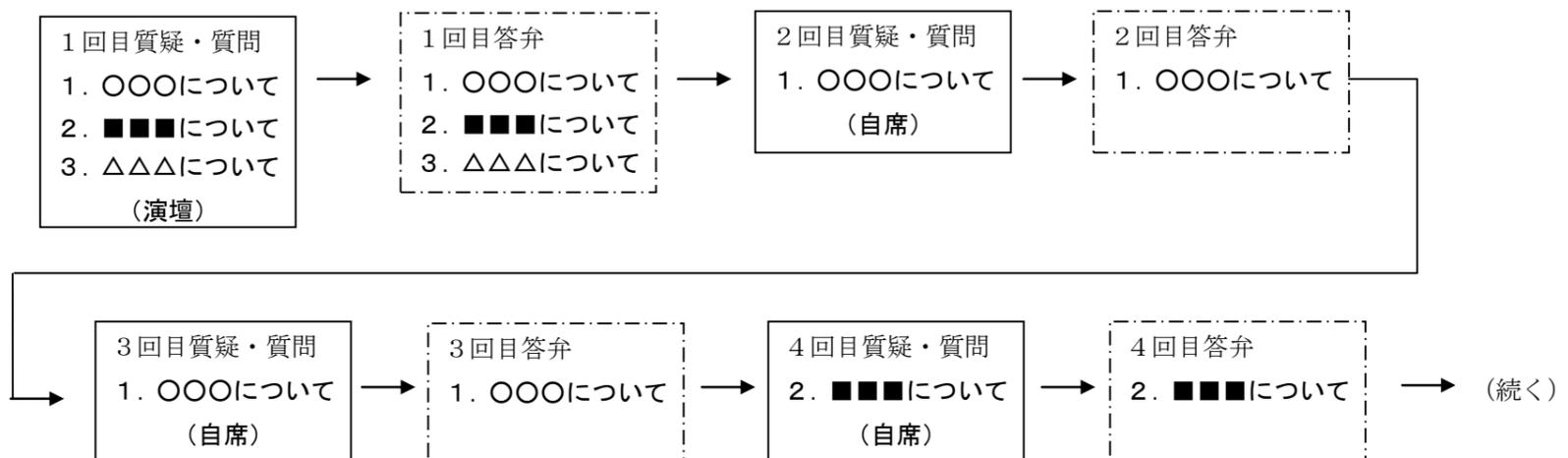
【① 全て一括質疑質問・一括答弁方式】



【② 全て一問一答方式】



【③ 1回目が一括質疑質問・一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式】



① (会派名)

〇〇番    〇   〇   〇   〇   議員

		質問日	平成   年   月   日
発言の方法	一 括 ・ <span style="border: 1px solid black;">一問一答</span> ・ 2 回目から一問一答		
発 言 の 要 旨			答弁予定者
項 目	内 容		
1.	① ② ③		
2.	① ② ③		
3.	① ② ③		
4.	① ② ③		
5.	① ② ③		